

法下背け祚の後者の爲に東夷は命をおと
—あいて後世— 勅許の宣命も猶これと
色部送^出谷の祚となつてをあふ事を慷慨—
て天和壬戌の表達は上京— 祚祇長上卜部
為連は謁見— 往り傳來の事を巨細は深
説きもの所は兼連曰 應祚帝弟二の王子
大山守の祚号は四記より入てそ終焉の事、
記録は詳なつたまゝなり— 思ひ— に極は
羽州はあつてあり— をあひつたや祚は我
皇の宗廟に播宮の王子なれをりけり—

亦くも崇敬を— となりとて則 今上皇帝—
達を— 往昔の事を委く述べられ始て大明
神号の宣命は年月境内禁忌の如く
勅免状兼兼連より幣帛を贈をせられあふ
と云く^{上下文} 大山守命はあふ地はあふいゑる
— 仁徳記は明白に按るに兼連卿大
山守の祚号は四記より入てそ終焉の事は記
録は詳なつたとのあふ— ことや事繁多—
て此を忘ちとありたは史を考あふを容易
は奏進あり— ことやけ事附言— て任用せ